

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◆ 告 示 字の区域の変更(地方課)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

土地改良法による換地処分(〃)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(漁港課)

◆ 選管告示 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨(二件)

◆ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◆ 公 告 採石業務管理者試験の合格者(河川課)

告 示

鳥取県告示第五百九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十二年十二月一日現在の地番による。)
大字佐陀字西中 浜	大字佐陀字西中浜の全域 大字佐陀字東中浜六九一の六、六九一の一〇、六九一の一 一、六九一の一六、六九五の二、六九五の八から六九五の 一三まで、六九六の一、六九六の三から六九六の九まで、 六九九の一、六九九の三、六九九の四
大字佐陀字東中 浜	大字佐陀字東中浜のうち六九一の六、六九一の一〇、六九 一の一、六九一の一六、六九五の二、六九五の八から六 九五の一三まで、六九六の一、六九六の三から六九六の九 まで、六九九の一、六九九の三、六九九の四以外の区域
大字佐陀字灘道 西	大字佐陀字灘道西のうち九〇五の四、九〇五の五、九〇五 の一〇から九〇五の一二まで以外の区域
大字佐陀字中灘 道	大字佐陀字中灘道のうち九一五の一、九一五の三、九二一 の三から九二一の五まで、九三六の五から九三六の七まで、 九四九の五、九五〇の一から九五〇の四まで以外の区域 大字佐陀字万吉開一〇七七の三六
大字佐陀字灘道 東	大字佐陀字灘道東のうち九七五の二、九七五の六から九七 五の八まで以外の区域

<p>大字佐陀字汐除 外濱</p>	<p>大字佐陀字汐除外濱のうち九八二の三八、九八二の五四、九八二の五六の一部、九八二の六五以外の区域 大字佐陀字灘道東九七五の二、九七五の六から九七五の八まで 大字佐陀字汐除外畑一〇一五の一部、一〇一五の二、一〇一五の八から一〇一五の一まで、一〇一五の一三、一〇一九の一、一〇一九の八、一〇二二の二、一〇二二の五、一〇二二の六</p>
<p>大字佐陀字汐除 外畑</p>	<p>大字佐陀字汐除外畑のうち一〇一五の一部、一〇一五の二、一〇一五の八から一〇一五の一三まで、一〇一九の一、一〇一九の八、一〇二二の二、一〇二二の五、一〇二二の六以外の区域 大字佐陀字汐除外濱九八二の三八、九八二の五六の一部、九八二の六五 大字佐陀字新兵衛開一〇四四の一</p>
<p>大字佐陀字新兵 衛開</p>	<p>大字佐陀字新兵衛開のうち一〇四四の一以外の区域 大字佐陀字汐除外畑九八二の五四 大字佐陀字汐除外畑一〇一五の一部、一〇一五の二 大字佐陀字六右衛門開一二九一の一、一二九一の四から一二九一の六まで一二九一の一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字佐陀字万吉 開</p>	<p>大字佐陀字万吉開のうち一〇七七の三六以外の区域 大字佐陀字灘道西九〇五の四、九〇五の五、九〇五の一〇から九〇五の一二まで 大字佐陀字中灘道九一五の一、九一五の三、九二一の三から九二一の五まで、九三六の五から九三六の七まで、九四九の五、九五〇の一から九五〇の四まで</p>

<p>大字佐陀字東割 山</p>	<p>大字佐陀字東割山のうち一二八四の四、一二八五の一、一二八五の二、一二八五の四、一二八五の五、一二八六の一四、一二八六の一五以外の区域 大字佐陀字六右衛門開一二九四の一、一二九四の二、一二九八の一、一二九九の一、一二九九の二、一二九九の四</p>
<p>大字佐陀字六右 衛門開</p>	<p>大字佐陀字六右衛門開のうち一二九一の一、一二九一の四から一二九一の六まで、一二九一の一〇、一二九四の一、一二九四の二、一二九八の一、一二九八の三、一二九九の一から一二九九の四まで、一三〇〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字佐陀字沖新田一三〇一の二、一三〇二の二、一三〇三の二、一三〇四の二、一三〇五の二、一三〇六の三、一三〇六の五、一三〇六の七から一三〇六の九まで以外の区域 大字佐陀字東割山のうち一二八四の四、一二八五の一、一二八五の二、一二八五の四、一二八五の五、一二八六の一四、一二八六の一五 大字佐陀字六右衛門開一二九八の三、一二九九の三、一三〇〇の一</p>
<p>大字佐陀字沖新 田</p>	<p>大字佐陀字沖新田のうち一三〇一の二、一三〇二の二、一三〇三の二、一三〇四の二、一三〇五の二、一三〇六の三、一三〇六の五、一三〇六の七から一三〇六の九まで以外の区域 大字佐陀字東割山のうち一二八四の四、一二八五の一、一二八五の二、一二八五の四、一二八五の五、一二八六の一四、一二八六の一五 大字佐陀字六右衛門開一二九八の三、一二九九の三、一三〇〇の一</p>

鳥取県告示第五百九十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基つき、久米土地改良区の定款の変更を昭和六十三年六月六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市桜三九六山根栄光ほか二十人の者が共同（桜後口山共同施行）して行う土地改良事業に係る桜後口山地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに關する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和六十一年四月十五日 鳥取県指令受漁港第十号

三 しゅん功認可の年月日

昭和六十三年六月十日

四 埋立区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字今津字濱田二六七―二〇から同字二九二までの地

先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次に直線で結んだ線及び7の地

点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 淀江港北防波堤灯台（北緯三五度二七分三八秒東經一三

三度二五分三九秒）から三三度三六分一七七・五メートル

の地点

2の地点 1の地点から八九度〇五分八〇・二メートルの地点

3の地点 2の地点から一九〇度四五分一〇・一メートルの地点

4の地点 3の地点から一九七度四二分二一・二メートルの地点

5の地点 4の地点から二一四度四三分三七・七メートルの地点

6の地点 5の地点から二一八度二五分三〇・七メートルの地点

7の地点 6の地点から二二六度一九分四〇・八メートルの地点

(三) 面積

五、四九〇・九九平方メートル
五 関係図書の見覧場所
淀江町役場

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十三年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県総合教育研支部	会計責任者の氏名	小山 英明	中村真一郎	昭和六十三年四月八日	政党の支部
自由民主党三朝町支部	主たる事務所の所在地	東伯郡三朝町大字小内七四一	東伯郡三朝町大字山田一七四の一	昭和六十三年四月十八日	
"	代表者の氏名	安井 由行	名越 典由	"	
"	会計責任者の氏名	御船 積	安井 由行	"	
自由民主党大栄町支部	主たる事務所の所在地	東伯郡大栄町大字下種五一〇	東伯郡大栄町大字六尾一七四	昭和六十三年四月二十一日	

野坂浩賢運輸後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市上井町一丁目一〇一	倉吉市上井町二丁目九一七	昭和六十三年四月十四日	"
奥山善雄後援会	会計責任者の氏名	田中 昭雄	藤田 正行	昭和六十三年四月十三日	"
坂田賢一郎後援会	代表者の氏名	矢城 正弘	宮本 義博	昭和六十三年四月十一日	"
西村尚治後援会	"	"	"	"	"
鳥取西村政経懇話会	主たる事務所の所在地	鳥取市戎町四一九	鳥取市富安二丁目四七	昭和六十三年五月五日	"
"	代表者の氏名	竹中 安明	橋本悠紀夫	"	"
中国電力労働組合政治連盟鳥取県本部	主たる事務所の所在地	鳥取市新品治町一―一二	鳥取市片原一丁目一〇一	"	"
"	会計責任者の氏名	森田 豊美	武田 兼蔵	"	"
武田実後援会	主たる事務所の所在地	岩美郡国府町大字宮下一九一	岩美郡国府町大字町屋二四八	"	"
大川正夫後援会	代表者の氏名	浦川 正行	前田 勇	昭和六十三年四月十四日	"
会 佐々木敏一後援会	会計責任者の氏名	佐々木瑞子	岡松 孝	昭和六十三年四月一日	その他政治団体
自由民主党鳥取県食糧支部	代表者の氏名	伊藤 卓夫	中村 昇	昭和六十三年四月三十日	"
自由民主党鳥取県港運支部	"	広島 辰郎	田端 久徑	昭和六十三年四月二十五日	"
"	会計責任者の氏名	梅林 良一	山坂 教泰	"	"
"	代表者の氏名	田中 貢	宮脇愛之介	"	"
"	代表者の氏名	斉尾 俊一	岡崎 勸	"	"

代表者の氏名	河崎 隆雄	後藤 慶次	昭和六十三年四月十六日	〃
主たる事務所 の所在地	岩美郡国府町 大字岡益一五 六	岩美郡国府町 大字宮下二六 〇	昭和六十三年四月十六日	〃
〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所 の所在地	届出 年月日	備考
山崎廣義後援会	中村 勉	大森 克己	西伯郡大山町大字 国信五三六の三	昭和六十三年四月一日	その他政治団体
小林国司後援会	宮崎 正雄	磯田 俊二	鳥取市西町一一一 二六	昭和六十三年四月四日	〃
丸山薫後援会	西尾 久雄	定久 健	岩美郡国府町大字 宮下一九一	昭和六十三年四月十四日	〃
山下政幸後援会	森田 清正	福谷 良則	岩美郡国府町大字 美敷二二五	昭和六十三年四月十六日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十三年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称	山崎廣義後援会	丸山薫後援会
政治団体の名称	山崎廣義後援会	丸山薫後援会
報告年月日	昭和63年4月1日	昭和63年4月14日
収入・支出の総額	0円	0円
(昭和63年3月28日解散)		
1 収入・支出の総額	0円	0円
(1) 収入総額	65円	
7 前年繰越額	65円	
1 本年収入額	0円	
(2) 支出総額	65円	
2 支出の内訳		
政治活動費	65円	
その他の経費	0円	
合 計	65円	0円
政治団体の名称	小林国司後援会	山本政幸後援会
報告年月日	昭和63年4月4日	昭和63年4月26日
収入・支出の総額	0円	0円
(昭和63年3月31日解散)		
1 収入総額	0円	
2 支出総額	0円	
収入・支出の総額	0円	
政治団体の名称	山本政幸後援会	
報告年月日	昭和63年4月26日	
収入・支出の総額	0円	
(昭和63年4月26日解散)		

収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の七第一項の規定による特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の提出がなされたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十三年六月十日

鳥取県選挙管理委員会 友 松 五 郎

保有金の収支報告書の要旨

◎期間 昭和61年1月1日～同年12月31日

特定公職の候補者の氏名	山脇敏正	特定公職の候補者の氏名	足立光徳
公職の種類	県議会議員(候補者等)	公職の種類	県議会議員(現職)
報告年月日	昭和63年2月29日	報告年月日	昭和63年3月28日
保有金の収入・支出の総額		保有金の収入・支出の総額	

1 収入総額	0円	1 収入総額	0円
2 支出総額	0円	2 支出総額	0円

特定公職の候補者の氏名	広田幸一	特定公職の候補者の氏名	吉田達男
公職の種類	参議院議員(候補者等)	公職の種類	参議院議員(候補者等)
報告年月日	昭和63年3月29日	報告年月日	昭和63年3月31日
保有金の収入・支出の総額		保有金の収入・支出の総額	
1 収入総額	0円	1 収入総額	0円
2 支出総額	0円	2 支出総額	0円

特定公職の候補者の氏名	野坂浩賢	特定公職の候補者の氏名	鍵谷純三
公職の種類	衆議院議員(現職)	公職の種類	県議会議員(候補者等)
報告年月日	昭和63年3月31日	報告年月日	昭和63年4月15日
保有金の収入・支出の総額		保有金の収入・支出の総額	
1 収入総額	0円	1 収入総額	0円
2 支出総額	0円	2 支出総額	0円

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年六月十日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類					型 式	製 造 業 者 名
				デジタル金三郎		京楽産業株式会社
				サンズカーレットV七A		
				ベルーガ三A		
				スパルB		
				サーベルタイガー		
				NEWブランドホーク ⅢA		

回転式遊技機	ばちんこ遊技機														
	アニマル	エアシャトル	MOON LIGHT	ムーンサルト十	アルパトロス	ビューティー十	ジョーカーⅡ	エキサイトキングⅢ	エキサイトキングⅡ	コックピットⅠ	ビクトリーⅡ	フィーバーロイヤルⅥ	フィーバーロイヤルⅤ	ソルジャー三A	ターニングポイント三A
	アークテクノ株式会社	株式会社三洋物産	奥村遊機株式会社	平和工業株式会社			株式会社ニューギン		株式会社三共						

公 告

昭和63年 6月 7日に実施した第17回採石業務管理者試験に合格した者は次のおりである。

昭和63年 6月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 伊 藤 武 彦 | 大 谷 兼 政 | 富 川 美 明 |
| 福 島 良 修 | 大 山 高 則 | 森 田 昌 夫 |
| 山 本 健 文 | 八 田 孝 史 | 井 上 塚 割 |
| 小 島 | 久 司 | 大 塚 久 淳 |